

陸上自衛隊による市民監視についての意見書

平成19年10月23日

日本弁護士連合会

1 意見の要旨

今般明らかとなった陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による市民及び市民運動についての監視は、憲法19条、同21条、同13条の各条項の趣旨及び行政機関個人情報保護法3条1項に反する違法な行為である。

よって当連合会は防衛省に対し、直ちに、このような監視行為を全面的に中止するとともに、今回の監視活動につき第三者機関を設置して調査をした上で、その調査内容及びその結果をすべて公表することを強く求める。

2 意見の理由

(1) 事案の内容

ア 概要

平成19年6月6日、陸上自衛隊情報保全隊及び同東北方面情報保全隊が、市民あるいは市民団体等によるイラク派兵反対等のための集会、署名活動、デモ等の情報を収集し、得られた情報を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」(陸上自衛隊情報保全隊作成)、「情報資料について」(陸上自衛隊東北方面情報保全隊作成)といった資料にまとめ、陸上自衛隊東北方面情報保全隊については資料を陸上自衛隊情報保全隊、各方面情報保全隊等に配布していた疑いがあることが明らかとなった。

イ 「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」について

「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」には、自衛隊のイラク派遣に反対する集会等について、主催団体、行動形態(集会、署名活動、デモ等)、年月日、時間、場所、動員数、行動の概要についての記載がある。出席者の個人名、その発言内容が記載されている場合もある。

公道や公園等不特定多数が参集する場における集会等についての記載だけではなく、教育会館等の建物内で行なわれた集会や旗開きといった参加者がある程度限定される集会の内容についての記載もある。

抗議、申し入れ行動などの参加者の写真が添付されているものもある。

週単位、月単位の総括も付されており、自衛隊のイラク派遣に対する市民団体等の全体的な動向、党派別動向、地域別動向について記載されている。

ウ 「情報資料について」について

「情報資料について」には、集会等の年月日、場所、関係団体、関係者の人名、活動内容(街頭宣伝・ビラ配り・署名活動・集会の別、発言内容等)の記載があ

る。多くは自衛隊のイラク派遣に反対する集会等についての記載であるが、中には医療費負担増、国民春闘、年金制度に関する街頭宣伝等についての記載もあり、自衛隊とは関係のない市民活動についての情報も含め情報収集を行なっていることが明らかである。

演習場での射撃について振動を理由に中止を申し入れた住民について氏名の記載とともに、「住宅地図等で申告した住所を確認したが、該当の姓はなし」との記載がある。氏名について不実記載をして仙台駐屯地に入り込み、迷彩服を購入した者についての記載もある。これらから、一定の限度で追跡調査も行なっていると思われる。

成人式での宣伝については、「前年も同一人物、同一要領による取り組みを実施」との記載があり、継続的に情報収集をしていたことが明らかである。

上記のとおり収集した情報を週間毎に総括した記載があり、集会等の件数、多くの集会等が自衛隊のイラク派遣に反対する趣旨のものであること、反自衛隊活動の有無、今後の集会等の予定等の記載がある。これらの記載から、東北方面情報保全隊として組織的かつ継続的な情報収集をしていたことがうかがわれる。

エ 防衛大臣の答弁

そして、上記情報収集、資料作成及びその配布について、当時の久間防衛大臣は、国会における答弁において、概ねそのような情報収集、資料作成等を「絶えず」行ってきたことを認めている。

オ 小括

上記した陸上自衛隊情報保全隊等による市民あるいは市民団体等による活動についての情報収集及びその開示は、継続的かつ、組織的に、市民による正当な表現活動を監視し、よってこれを萎縮させかねないものであり、極めて重大な問題を孕んでいる。また、行政機関である自衛隊が国民を監視するのは、国民主権原理にも抵触するものである。

よって当連合会として防衛省に対し意見を述べるものである。

(2) 憲法の趣旨違反について

陸上自衛隊情報保全隊等による上記所為は、憲法19条、同21条、同13条の各条の趣旨に反するものである。

ア 憲法19条との関係

憲法19条は、思想及び良心の自由を保障しているが、それは国家が個人の内心(価値判断)には無干渉・中立でなければならないとする「近代国家の中立性原理」を、戦前の「神権天皇制」否定のために特に宣言すべく規定されたものである。このような憲法19条の趣旨に鑑み、公権力が各人の意思とは無関係に特定の市民の思想を調査したり、あるいは、何らかの方法・手段で直接・間接に推知することは憲法19条の趣旨に反するものと解される。これは、公権力が正当

な理由もなく特定の市民の思想に関する情報を収集等し得るとした場合、その公権力が特定の市民についてその思想の故に差別等する危険性があるが、思想の自由の重要性に鑑み、そのような事態は極力避けなければならないからである。

この点、いわゆる三菱樹脂事件についての東京高裁昭和43年6月12日判決（注1）が、企業が入社試験の応募者から政治的思想に関する情報を取得することが憲法19条等により公序良俗に反するとしていることが参考になる。

私人間においてすら優越的主体が個人の政治的思想に関する情報を取得することが禁止されるのであるから、憲法を直接的に遵守する義務を負い、かつ、圧倒的な情報量を持つ行政機関が個人の政治的思想に関する情報を取得することが禁止されるべきことは当然である。

ある市民が自衛隊のイラク派遣反対等の集会等に参加し、あるいは発言したという情報がその市民の政治的思想と関わる情報であることも明らかである。

かつ、自衛隊においてこのような情報を取得することについて正当な目的がないことも明らかである。

よって、陸上自衛隊情報保全隊等が、ある市民が市民集会等に参加していたこと、市民集会等で発言をしていたことを調査し、その結果を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」に記載したこと、陸上自衛隊東北方面情報保全隊が「情報資料について」を陸上自衛隊情報保全隊等に配布したことは、憲法19条の趣旨に反するものである。

イ 憲法21条との関係

憲法21条は、市民に集会・結社の自由を表現の自由の一環として厚く保障しているが、それは、表現の自由のもつ民主制を支える基盤という極めて重要な意義に基づき、表現者の表現活動を萎縮させるような効果を伴う公権力の行使をも厳に禁止する趣旨を含むものである。少なくとも、表現を萎縮させるような効果を伴う公権力の行使について正当な目的がないか、その目的を達成するため規制の程度より少ない手段がある場合には、当該公権力の行使は憲法21条の趣旨に反すると評価されるべきである。

そして、公権力が市民集会等の参加者名や発言内容についての情報を収集し、これを開示することは、当該の参加者に対し同種の表現活動を行なうことに関する重大な萎縮的效果を与えるものである。

よって、陸上自衛隊情報保全隊等が、ある市民が市民集会等に参加していたこと、市民集会等で発言をしていたことを調査し、その結果を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」に記載したこと、陸上自衛隊東北方面情報保全隊が「情報資料について」を陸上自衛隊情報保全隊等に配布したことは、正当な目的もなく、憲法21条の趣旨に反するものである。

ウ 憲法13条との関係

「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」にはデモ等に参加した市民

の容姿を撮影した写真が添付されている。

また、「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」には、集会に参加した市民の氏名、発言内容といった個人情報に記載されている。

さらに、陸上自衛隊東北方面情報保全隊は、「情報資料について」を陸上自衛隊情報保全隊等に配布している。

この点、個人の尊厳を確保する観点から、憲法13条の趣旨により、正当な理由もないのに上記したような政治的思想信条に関わるような個人情報を取得し、これを開示することが禁止されていると解される。ここでいう個人情報には当然に写真撮影された人の容姿も含まれるし、開示は同一の省庁・組織内で当該情報の取扱いの必要がない部署に開示する場合も含むものである。

このような考え方は、以下に見るように、判例・裁判例においても裏付けられる。

写真撮影については、京都府学連事件最高裁判決（注2）で、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態・・・を撮影されない自由を有する」、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは憲法13条の趣旨に反し、許されない」としているところであり、判例も公権力が正当な理由もなく政治的思想信条に関わるような行動をしている人の容姿を写真撮影することを禁止している。

上記京都府学連事件最高裁判決の判示は写真により容姿等を撮影した場合のみではなく、行政権力が、正当な理由もなく、ある個人が市民集会等に参加したこと、ある市民が市民集会などで発言したという個人情報を取得し、それを書面化し保有していた場合にも妥当するというべきであり、判例も公権力が正当な理由もなく政治的思想信条に関わる個人情報を取得することを禁止していると言える。

個人情報の開示については、平成15年9月12日の早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件に関する最高裁判決（注3）で、早稲田大学が警視庁に講演会出席予定者についての個人情報を提供したことをプライバシー・侵害として評価しており、判例も正当な理由もなく個人情報を提供することはプライバシー・を侵害するとしているところである。

正当な理由のない同一省庁内での個人情報の開示については、情報公開請求者リストを防衛庁内で開示していた件に関する平成18年5月11日の新潟地裁判決（注4）がプライバシー・侵害となるとしているところである。

よって、今般、陸上自衛隊情報保全隊等が、正当な理由もないのに、ある市民が市民集会等に参加していたこと、市民集会等で発言をしていたことを調査し、その結果を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」に記載したこと、デモに参加した市民の容姿などを撮影し「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」に添付したこと、陸上自衛隊東北方面情報保全隊が「情報資料について」を陸上自衛隊情報保全隊等に配布したことは、憲法1

3条の趣旨に反するものである。

エ 市民及び市民団体等を監視することの正当化根拠の不存在

上記したところにかかわらず、防衛省は陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による市民監視は正当なものであったとしている(第166回国会参議院外交防衛委員会平成19年6月7日会議における久間防衛大臣発言等)。

しかし、上記国民監視が正当であったと判断すべき根拠は全くない。

まず、第1に、公権力による人権制約が正当となるについては、他の基本的人権との調整のために必要であり(公共の福祉による調整)、第2には、法律上当該人権制約を伴う所為が公権力の権限とされていなければならない(法治行政の原理)。

第1について、「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」に記載されている市民及び市民団体による諸活動は、記載自体から見る限りその目的及び態様において平穏なものであり、かような平穏な目的及び態様における諸活動を監視することが公共の福祉の名による制約として正当化されることはない。よって、この点を検討しただけでも、陸上自衛隊情報保全隊等による上記所為を正当化することはできない。

さらに、第2について検討してみても、陸上自衛隊情報保全隊等による上記所為については法律上の根拠がなく、やはり法治行政の原理に照らして正当化する余地はない。

まず、自衛隊法23条は「本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める」としている。それを受け自衛隊法施行令32条は、「自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、大臣が定める」としている。さらにこれを受け、「陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令」3条は「情報保全隊は、……部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設等機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする」としている。

また、防衛省設置法4条は、「防衛及び警備に関すること」、「自衛隊の行動に関すること」、これらの「事務に必要な情報の収集整理に関すること」等の事務を司るとしている。

しかし、自衛隊法23条及び防衛庁設置法4条は、いずれも自衛隊あるいは陸上自衛隊情報保全隊による活動の必要性と人権とを衡量した上で、自衛隊が市民や市民団体の権利・利益を制限するような活動を行なうについての要件や限度等を定めたものではない。このような規定が自衛隊や陸上自衛隊情報保全隊に上記したような市民の憲法上の権利を制約する権限を与えたものと解することはできない。

また、「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」

に記載されている市民及び市民団体による諸活動は、記載自体から見る限りその目的及び態様において平穏なものであり、これらの情報を収集することが情報保全業務のために必要であるとは到底思われない。

よって、陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による本件監視は法律上の権限なく行われたものである。

以上より、本件監視については全く正当化し得ないものである。

(3) 行政機関個人情報保護法違反について

陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による上記所為はさらに行政機関個人情報保護法にも違反する。

すなわち、行政機関個人情報保護法3条1項は、「行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用の目的をできる限り特定しなければならない」としている。

陸上自衛隊情報保全隊等において、ある市民が市民集会等に参加していたこと、市民集会等で発言をしていたことを調査し、その結果を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」、「情報資料について」に記載したこと、デモに参加した市民の容姿などを撮影し「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」に添付したことは法令の定める所掌事務である情報の保全にとって必要とは思われず、これらは行政機関個人情報保護法3条1項に反する。

3 結論

以上のとおり、陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による市民及び市民運動の監視は、憲法の趣旨及び行政機関個人情報保護法3条1項に反する違法なものであると言わなくてはならない。

よって当連合会は防衛省に対し、直ちに、このような監視行為を全面的に中止するとともに、今回の監視活動につき第三者機関を設置して調査をした上で、その調査内容及びその結果をすべて公表することを強く求めるものである。

(注1) 東京高裁 昭和43年6月12日判決

／昭和42年(ネ)第1590号,昭和42年(ネ)第1682号

なお、同判決は、最高裁判所昭和48年12月12日判決／昭和43年(オ)第932号により破棄されている。しかし、同最高裁判決は、事案が私人間におけるものであり、憲法が直接適用されないことを理由としている。よって、優位的主体が個人の政治的思想に関する情報を収集することが禁止されるとの上記東京高裁判決の論理が否定されたものではなく、この限りにおいて上記東京高裁判決は判例としての価値を持つものである。

(注2) 最高裁 昭和44年12月24日判決／昭和40年(あ)1187号

(注3) 最高裁 平成15年9月12日判決／平成14年(受)1156号

(注4) 新潟地裁 平成18年5月11日判決／平成18年(ワ)第514号